

広島県告示第六百六十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十六年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	総合病院 福島生協病院	所 在 地	広島市西区都町四二番七号	効力を有する期限	平成二九年一〇月二二日	備 考	更新
	医療法人翠清会 梶川病院		広島市中区昭和町八番二〇号		平成二九年一〇月二二日		更新